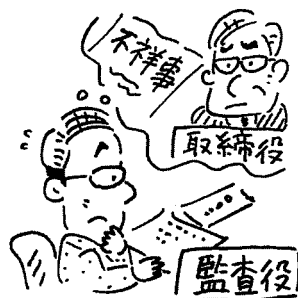


Q

内部通報の保護とは

従業員から匿名で、監査役である私に対して、取締役の不祥事について具体的に記載し、その改善を求める文書が送られてきました。監査役としては、どのように対応すればよろしいでしょうか。



A

監査役は、その職務が会計に関する監査に限定されていない限り、取締役の不祥事を通報する文書を受領したことを代表取締役に報告しなければなりません。監査役からこのような報告を受けた会社は、取締役の不祥事が生じ、または生じようとしていると信じるに足る相当の理由がある場合には、改善を求める文書を受け取った日

から20日を経過するまでに通報者に対し調査を行う旨の通知を行い、また調査を行わない正当な理由がなければ調査を行わなければなりません。また、会社は、取締役の不祥事を中止させるなど是正のために必要と認める措置をとったときはその旨を、取締役の不祥事が存在しなかったときはその旨を、通報者に遅滞なく通知するように努めなければなりません。また、会社は、このような通報を行った者に対し、通報を行ったことを理由として、解雇、降格、言及其他の不利益な取扱いをしてはいけません。

監査役としては、その職務が会計に関する監査に限定されていない限り、会社に通報があったことを報告後、以上のような通報者に対する一連の会社の行為を監視する義務があります。



公益通報

自動車のリコールなどの企業の不祥事の多くが、従業員からの通報によって社会問題化し企業の責任を問われることになりました。

そこで、公益通報者の保護を図るとともに、国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかわる法令の規定の遵守を図り、もって国民生活の安定および社会経済の健全な発展に資するため公益通報者保護法が制定されています。

ここで、公益通報とは、労働者が、不正の目的でなく、労務提供先等について通報対象事実が生じまたは生じようとする旨を、通報先に通報することをいいます。また、通報対象事実とは、①国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかわる法律（刑法、食品衛生法、金融商品取引法、JAS法、大気汚染防止法、廃棄物処理法、個人情報保護法、その他政令で定める法律（独占禁止法、道路運送車両法等））に規定する罪の犯罪行為の事実、②①に掲げる法律の規定に基づく処分に違反することが①の事実となる場合における当該処分の理由とされている事実等をいいます。

取締役の不祥事がこれら通報対象事実に該当する場合には、公益通報者保護法で保護されることになります。

通報を受けた会社は、通報された取締役の不祥事がこれら通報対象事実該当し、通報対象事実が生じ、または生じようとしていると信じるに足りる相当の理由があるときには、改善を求める文書（電子メールなどの電子媒体への表示も含まれます。）を受け取った日から20日を経過するまでに通報者に対し調査を行う旨の通知を行い、また調査を行わない正当な理由がなければ調査を行わなければなりません。通報対象事実が生じ、またはまさに生じようとしていると信じるに足りる相当の理由があり、かつ通報者が、公益通報をした日から20日を経過しても、その通報対象事実について、会社から調査を行う旨の通知がない場合または当会社が正当な理由がなくて調査を行わない場合に、行政機関以外のその他の事業者外部への公益通報を行ったとしても、通報者は、保護されます。すなわち、会社が、通報を行ったことを理



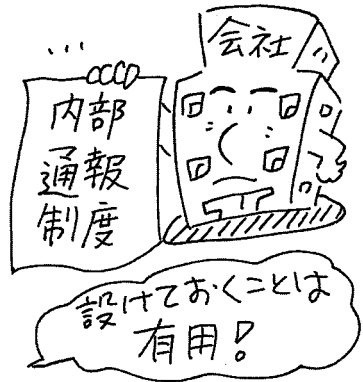
由として、解雇、降格、言及その他の不利益な取扱いを行うことは禁止されます。

監査役は、定款上その権限が会計に関する権限に限定されている場合には、通報を受ける取締役の不祥事も会計に関する事項に限定されますが、そうでない限り、広く取締役の職務の執行について監査しなければなりませんから、取締役の不祥事について通報があったときは、取締役の不祥事を通報する文書を受領したことをまず取締役（取締役会設置会社では取締役会）に報告しなければなりません。また、監査役は、会社に報告をした後であっても、公益通報者保護法に従って、適切に処理されているか、通報者に対する一連の会社の行為を監視する義務があります。また、株主総会に対しても、法令定款に違反し、または著しく不当な事項があると認めるときは、その調査結果を株主総会に報告しなければなりません。

監査役は、会社が内部通報制度を設けていない場合でも、公益通報者保護法および会社法の規定に従い、これらの会社への報告および監視を行わなければなりません。

なお、会社が内部通報制度を設けることは、必ずしも法律上要求されていません。しかし、コンプライアンス体制の確立、企業のリスク管理、会社の

社会的評価の向上などの観点から、会社に対する内部通報の窓口、方法、内部通報があった場合の会社が行うべき措置等について、あらかじめ会社が内部通報制度を設けておくことは有用であり、このような内部通報制度が存在する会社の監査役は、公益通報者保護法および会社法の規程に従うだけではなく、内部通報制度に従い、通報を処理することが必要となります。



《参考となる法令など》

- 公益通報者保護法1条、2条2項・3項、3条、5条1項、9条
- 会社381条、382条、384条

Q

取締役会決議を欠いた行為の効力

当社の取引先であるX社の代表取締役Aが当社と行った取引が、取締役会決議を要する重要な業務執行に該当するにもかかわらず、X社の取締役会決議を経ていなかったことがわかりました。このような場合、この取引の効力はどうなるのでしょうか。当社から取引の無効を主張することはできるのでしょうか。



A

X社の代表取締役Aが取締役会の決議を経ないで重要な業務執行に該当する取引をした場合、取締役会の決議を経ていないことを理由とする同取引の無効は、原則としてX社のみが主張することができ、X社以外の者は、X社の取締役会がその無効を主張する旨の決議をしているなどの特段の事情がない限り、これを主張することはできません。

取締役会決議を欠く代表取締役の業務執行の効力

慎重な意思決定をさせるため、会社法362条4項は、同項各号に掲げる事

項その他の重要な業務執行の決定は取締役会の専権事項であって、取締役委任することはできない旨を規定しています。

この問題につき、一般的にいえば、代表取締役の行為に応じて、代表取締役による専横から守ろうとする会社の利益と、代表取締役等が有効な内部手続を経て行為しているものと信頼して行為した第三者の利益を比較衡量して判断すべきと考えられています。

つまり、

- ① 総会の招集とか会社・取締役間の取引などの場合のように、取引の安全を考慮する必要がない会社内部の業務執行のみが関係するようなときは無効

② 対外的業務執行の場合には原則として有効、ただし、対外的業務執行でも募集株式の発行や、社債の発行など画一的にその効力を認める必要がある集团的、団体的行為の場合には、相手方の主観的態様に関係なしに有効であると解し、それ以外の行為については相手方の主観的態様により無効となり得る場合もあると解されています。

的取引行為を、右決議を経ないでした場合でも、右取引行為は、内部的意思決定を欠くに止まるから、原則として有効であって、ただ、相手方が右決議を経っていないことを知りまたは知り得べかりしときに限って、無効であると解するのが相当である。」としています。

無効を主張できるもの

それでは、代表取締役が取締役会決議を経ないで重要な業務執行に該当する取引をしたことを理由に無効となる場合において、その無効を会社以外の者が主張できるのでしょうか。最近、その点につき判示した最高裁判決がでています。最高裁平成21年4月17日判決です。判決は、会社法362条4項の解釈としても、最高裁昭和40年判決の述べるところに依拠しつつ、「……同項〔会社法362条4項〕が重要な業務執行についての決定を取締役会の決議事項と定めたのは、代表取締役への権限の集中を抑制し、取締役相互の協議による結論に沿った業務の執行を確保することによって会社の利益を保護しようとする趣旨に出たものと解される。この趣旨からすれば、株式会社の代表取締役が取締役会の決議を経ないで重要な業務執行に該当する取引をした場合、取締役会の決議を経ないこと



代表的裁判例である最高裁昭和40年9月22日判決は、「株式会社の一定の業務執行に関する内部的意思決定をする権限が取締役に属する場合には、代表取締役は、取締役会の決議に従って、株式会社を代表して右業務執行に関する法律行為をすることを要する。しかし、代表取締役は、株式会社の業務に関し一切の裁判上または裁判外の行為をする権限を有する点にかんがみれば、代表取締役が、取締役会の決議を経ることを要する対外的な個々

を理由とする同取引の無効は、原則として会社のみが主張することができ、会社以外の者は、当該会社の取締役会が上記無効を主張する旨の決議をしているなどの特段の事情がない限り、これを主張することはできないと解するのが相当である。」としています。

したがってご質問の場合においても、X社の代表取締役Aが取締役会の決議を経ないで重要な業務執行に該当する取引をした場合、取締役会の決議を経ないことを理由とする同取引の無効は、原則としてX社のみが主張することができ、X社以外の者は、X社の取締役会がその無効を主張する旨の決議をしているなどの特段の事情がない限り、これを主張することはできません。

〈参考となる法令など〉

会社362条4項

最判昭40・9・22民集19・6・1656

最判平21・4・17民集63・4・535



事業年度の途中で複数回の増額改定をした場合

当社では株主総会での役員給与増額改定をした後、業績アップに貢献した取締役Aについて、臨時株主総会を開催して、さらに増額改定をしました。このような場合、Aの役員給与は定期同額給与に該当するのでしょうか。税務上の取扱いはどうなるのでしょうか。



役員法務四〇



取締役Aの役員給与のうち、事業年度開始から株主総会での増額改定前の給与については定期同額給与に該当します。臨時株主総会による改定後の給与については、臨時増額改定前の定

期給与の額と、そこへの上乗せによる金額ととらえ、臨時増額改定前の定期給与の額に相当する部分は引き続き定期同額給与として支給されているものと考えます。したがって、税務上は臨時増額改定後に上乗せして支給された部分の金額が、損金不算入の対象となります。

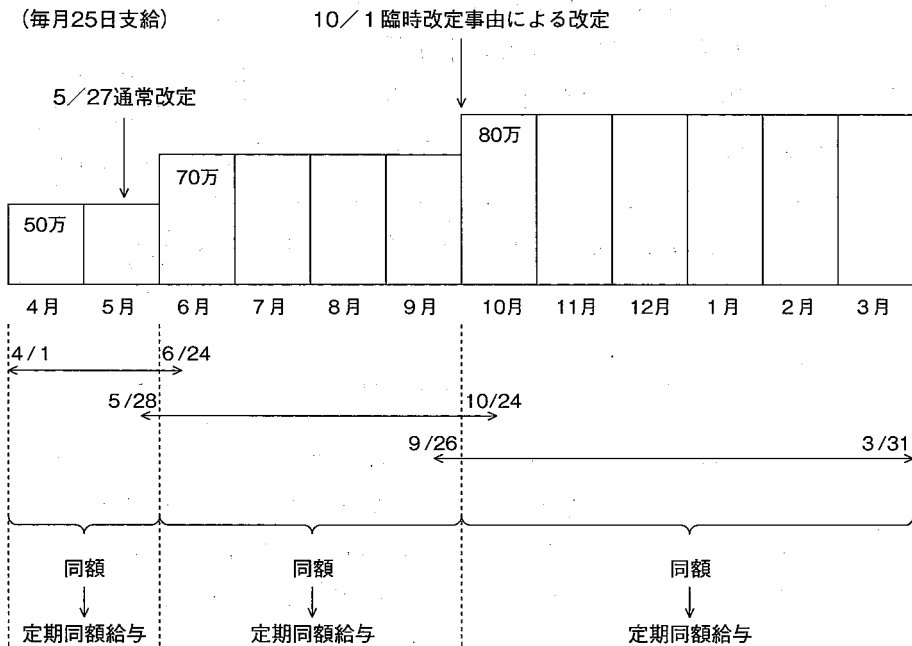


役員給与を改定した場合の定期同額給与の判定

事業年度途中で役員給与額を改定した場合に、定期同額給与に該当するかどうかの判定は、その改定が法人税法に定める①通常改定、②臨時改定事由

一三〇八ノ三

による改定、③業績悪化事由による改定のいずれかに該当する場合において、改定の前後で期間を区分し、それぞれの期間ごとに、その期間中の各支給時期の支給額が同額であるかどうかにより行います。



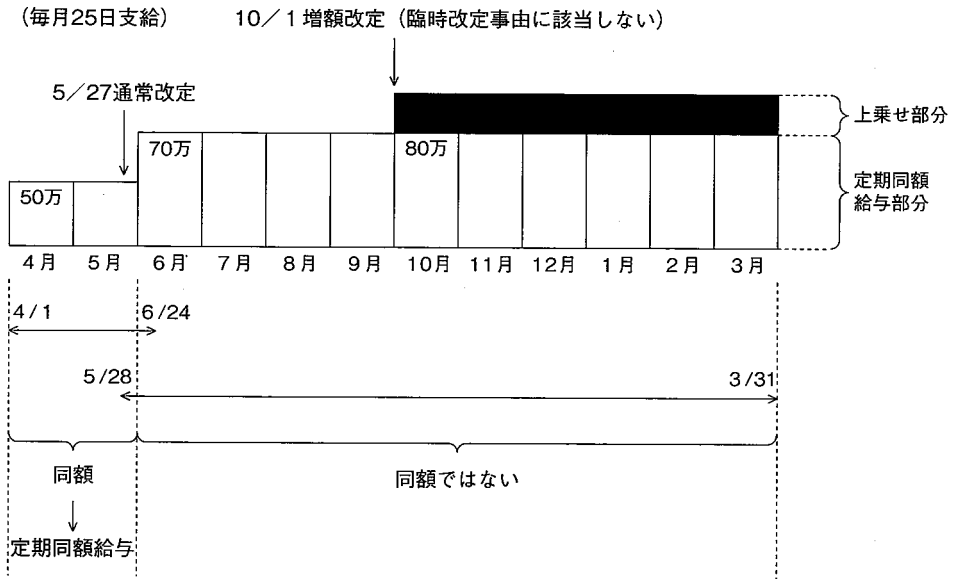
役員法務四〇

臨時改定事由に該当しない増額改定

できます。したがって、上乗せ支給された部分だけが損金不算入の対象となります。

取締役Aの役員給与の増額改定は、法人税法に規定する臨時改定事由に該当しない改定ですが、増額改定後の各支給時期における支給額が同額である場合には、増額改定後の給与は、増額改定前の定期給与の額と増額分を上乗せ支給したものであると考えることが

二三〇八ノ四



■ 損金不算入 10万円×6ヶ月 (10月～3月) =60万円

〈参考となる法令など〉

- 法税34条
- 法税令69条
- 国税庁Q & A